

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

昨年末、ウクライナ国境付近におけるロシア軍の増強配備が行われて以降、ウクライナでは緊迫した状況が続いてきた。我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきたにもかかわらず、本年2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵攻を開始した。

原子力発電所への攻撃を含むこのようなロシアの行動は、ウクライナの主権及び領土の一体性を明らかに侵害するものであり、国家による武力の行使を禁ずる国連憲章に重大に違反したものであると言わざるを得ない。一方の主張を押し通すための武力による現状変更は断じて許容されるものではない。

ロシアによるこのような事態は、ヨーロッパ諸国にとどまらず、我が国が位置するアジアを含む国際社会の平和・安全・秩序の根幹を揺るがす行為である。新見市議会は、この極めて容認しがたいロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する。そして、ロシアに対し、即時にウクライナへの攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求める。

また、我が国の政府においては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、緊張したこの憂慮すべき事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交活動により、ウクライナに平和を取り戻すことができるよう尽力されることを強く求める。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 10 日

岡山県新見市議会